

議第 22 号

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 3 年の人事院勧告に鑑み、再任用職員と同様に、会計年度任用職員の期末手当支給率を引き下げるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例及び下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

（下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 1 条 下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年下
呂市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第 7 条 第 1 号会計年度任用職員（規則で定め るものを除く。）には、次の各号に定めると ころにより、期末手当を支給する。 （1） （略） （2） 期末手当の額は、報酬の月額（日額又 は時間額によって報酬を支給する場合に は、規則で定める方法により月額に換算し た額）に、<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額に、 基準日以前の期間におけるその者の在職期 間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分 に定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、再度任用された者は、引き 続きその職にあったものとみなす。 表 （略） 2 （略）	（期末手当） 第 7 条 第 1 号会計年度任用職員（規則で定め るものを除く。）には、次の各号に定めると ころにより、期末手当を支給する。 （1） （略） （2） 期末手当の額は、報酬の月額（日額又 は時間額によって報酬を支給する場合に は、規則で定める方法により月額に換算し た額）に、<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額に、 基準日以前の期間におけるその者の在職期 間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分 に定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、再度任用された者は、引き 続きその職にあったものとみなす。 表 （略） 2 （略）

（下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年下呂市条例第14号）の一部
を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第16条 第 2 号会計年度任用職員（6 月以上の 任用期間をもって任用された者に限る。）の	（期末手当） 第16条 第 2 号会計年度任用職員（6 月以上の 任用期間をもって任用された者に限る。）の期

改正後	改正前
期末手当については、 <u>給与条例第23条の4の規定</u> の例による。	末手当については、 <u>給与条例第23条の4第3項に規定する再任用職員</u> の例による。
2 (略)	2 (略)
<u>3 期末手当の額は、給与条例第23条の4で規定する期末手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額とする。</u>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例及び下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関
する条例要綱

1. 改正理由

国の令和 3 年 8 月 10 日付け人事院勧告に鑑み、再任用職員と同様に、会計年度任用
職員の期末手当支給率を引き下げるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市第 1 号会計年度任用職員の期末手当支給率を次表のとおり引き下げます。

第 1 号会計年度任用職員（年間▲0.10 月）

区分	改定後	改定前
	期末手当	期末手当
6 月期	0.675	0.725
12 月期	0.675	0.725
計	1.350	1.450

（第 1 条による改正中第 7 条関係）

(2) 下呂市第 2 号会計年度任用職員の期末手当支給率を次表のとおり引き下げます。

第 2 号会計年度任用職員（年間▲0.10 月）

区分	改定後	改定前
	期末手当	期末手当
6 月期	0.675	0.725
12 月期	0.675	0.725
計	1.350	1.450

（第 2 条による改正中第 16 条の 4 関係）

(3) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

（附則第 1 項関係）